

## 奈良県薬物乱用防止指導員活動要領

### 第1 目的

この要領は、「奈良県薬物乱用防止指導員設置要綱」第7に基づき奈良県薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）の活動を効果的に行うことを目的とする。

### 第2 指導員の活動

指導員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 覚醒剤等の薬物についての知識を深めるため、県の開催する研修会に参加する。
- (2) 県、市町村等が開催する覚醒剤等の薬物乱用防止に関する催しに参加し併せて周辺住民に参加を依頼する。
- (3) 地域住民に対して、街頭等においてパンフレット等を配布することにより薬物乱用防止に向けた啓発活動を行う。
- (4) 指導員が居住する地域の各種会合、指導員が所属する団体の会合等の機会を活用し、パンフレット、ビデオ等により覚醒剤等の薬物乱用防止の啓発を行う。
- (5) 指導員が居住する地域の小、中、高等学校においてパンフレット、ビデオ等により児童・生徒を対象とした啓発を行う。

### 第3 報告等

指導員は、毎年4月末までに、前年度分の活動状況について、別紙様式による「薬物乱用防止指導員活動状況報告書」を奈良県福祉医療部医療政策局薬務課に提出するものとする。

### 第4 行政機関との連絡

活動内容、広報資料等の相談については、奈良県福祉医療部医療政策局薬務課に問い合わせるものとする。